

議第61号

高山市税条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地方税法の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行なうものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を法規則第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u></p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納</p>

税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の4の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。

2～4 （略）

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法（昭和40年法律第33号）第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法規則で定めるものについては、法規則で定める記載によることができる。

6～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族

税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の4の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。

2～4 （略）

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法（昭和40年法律第33号）第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法規則で定めるものについては、法規則で定める記載によることができる。

6～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族

等申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受けるものであつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第59条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又

等申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受けるものであつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第59条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又

は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(所得控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得につい

は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(所得控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその

て算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

付 則

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 (略)

者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

付 則

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第34条 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第34条の2 令和8年4月1日以後に第105条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第105条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第106条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第107条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第105条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の法規則附則第8条の4の3に規定するものに係

る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ  
当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。  
ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第106条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第106条の2の規定により製造たばこことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第1項ただし書、第29条の2第1項第3号、第29条の3第1項及び第34条の3の改正並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 付則第34条の次に1条を加える改正及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条の改正及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高山市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第28条第1項ただし書及び第34条の3の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第29条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる改正及び規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の高山市税条例（以下「旧条例」という。）

）第28条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる改正及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例付則第34条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、高山市税条例第105条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第107条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第34条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 高山市税条例第107条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第34条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第34条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 特定親族特別控除の創設

- ・個人市民税において、納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるもの）であって、控除対象扶養親族に該当しない者）を有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から特定親族の所得金額に応じた控除額を控除する。
- ・個人市民税の申告において、特定親族特別控除の創設に伴い、特別控除の適用を受けようとする者は、特定親族の氏名を給与所得者は給与等の支払者、公的年金等受給者は公的年金等の支払者を経由して申告する。

特定親族の合計所得金額	納税義務者の控除額	
	現行	改正後
58万円超95万円以下	—	45万円
95万円超100万円以下		41万円
100万円超105万円以下		31万円
105万円超110万円以下		21万円
110万円超115万円以下		11万円
115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下		3万円

[第28条] [第29条の2] [第29条の3] [第34条の3]

## 2. たばこ税関係

### (1) 加熱式たばこの課税方式の特例措置

- ・加熱式たばこの課税方式について、加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

(現行)

区分	換算方法
加熱式たばこ	加熱式たばこ 1 箱の紙巻たばこの本数への換算 = A + B $A = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量}}{0.4 \text{ g}} \times 0.5$ $B = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価}}{\text{紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格}} \times 0.5$



(特例)

区分	換算方法
紙巻の加熱式たばこ	加熱式たばこ 1 箱の紙巻きたばこの本数への換算 $= \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35 \text{ g}}$ ※紙巻の加熱式たばこ 1 本あたりの重量が 0.35 g 未満である場合には、紙巻の加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算
上記以外の加熱式たばこ	加熱式たばこ 1 箱の紙巻きたばこの本数への換算 $= \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2 \text{ g}}$ ※上記以外の加熱式たばこ 1 箱あたりの重量が 4 g 未満である場合には、上記以外の加熱式たばこ 1 箱をもって紙巻たばこ 20 本に換算

- 適用時期：第一段階 令和 8 年 4 月 1 日 現行の換算本数 × 0.5 + 特例の換算本数 × 0.5  
 第二段階 令和 8 年 10 月 1 日 特例の換算本数 × 1.0

[付則第 34 条の 2]